

台風時等における児童の登下校の指導ならびに授業の実施について

すでにご承知のように、気象庁は、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、「特別警報」を発表することとなります。「特別警報」は、これまでにない危機が迫っていることを知らせるものであり、これが発表された場合には、ただちに身を守る行動をとる必要があります。

つきましては、見出しの件について、児童の登下校の安全を確保し、非常時における混乱を避けるため、下記のように対応し、万全を期したいと思いますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、電話等での連絡はいたしませんので、ラジオ・テレビ等の気象情報及び電話による天気予報に、十分ご注意ください。

1. 始業前（児童が登校する以前）に三重県「北中部」又は「伊賀」、又は「名張市」に「特別警報」または「暴風警報」または「暴風雪警報」が発表されている場合

(1) 児童は登校させないで、家で待機させてください。

(2) 始業時刻の2時間前までに解除された場合→平常どおりの授業を行います。

(3) 午前11時まで警報が解除された場合→解除後、2時間程度の余裕をみて登校させてください。

(4) 午前11時以降に解除された場合→当日の授業は中止しますので登校させないでください。

なお、半日日課の場合は、8時30分とします。

※ただし、(2)(3)の場合において、児童の居住地及び通学経路の道路、橋等の損壊等で登校が危険な場合、交通機関の停止、自家の被害が著しい場合には登校させないでください。

(5) 登校及び小学校給食の有無について

前日の正午までに小学校給食の実施について教育委員会が判断し、当日の登校時刻等については、発令されていた暴風警報が解除された時刻や地域の状況等に応じて学校が対応します。

また、巨大台風の襲来により非常災害の危険性が極めて高い場合は、前日に臨時休業を決定する場合があります。

2. 始業後（児童が登校後）に三重県「北中部」又は「伊賀」、又は「名張市」に「特別警報」または「暴風警報」または「暴風雪警報」が発表された場合

(1) 「暴風警報」または「暴風雪警報」発表時の気象状況（台風の中心位置、規模、進行速度、方向等）、交通機関の状況、道路の状況等を判断して、児童を安全に帰宅させようと認めた場合は、当日の授業を速やかに中止して、地区担任が集合場所まで付き添って、児童をなるべく早く帰宅させます。しかし、既に戸外の通行が危険と認められる場合には、その危険がなくなるまで学校または最も安全な場所に待機させ、安全確保に努めます。

その場合は学校より地区委員さんを通じて連絡します。また、まち comi メールでもお知らせします。

(2) 「特別警報」発表時は、「特別警報」が解除され戸外の通行の危険がなくなるまで学校に待機させ安全確保に努めます。

①「北中部」に発令とは、北部・中部・伊賀の全てに発令されている場合が該当

②「伊賀」に発令とは、名張市・伊賀市の両市に発令されている場合が該当

③「名張市」に発令とは、名張市にのみ発令されている場合が該当

※気象庁の警報発表は、③のような市町単位（名張市）が原則ですが、①、②のような市町等をまとめた区域（伊賀、北中部）で発表されることもあります。①、②のような市町等をまとめた区域（伊賀、北中部）で発表され、但し書き（〇〇を除く）がある場合にご注意ください。この場合、名張市が警報発令区域に含まれているかでご判断ください。

3. 「特別警報」または「暴風警報」または「暴風雪警報」の発表がされていないが、降水量、道路の状況等から登下校の危険が予想される場合

(1) 気象状況、交通機関の状況、道路の状況等を判断して、校長が警報発表に先立って休業や授業の中止を決定することがあります。

(2) 校長が始業前に休業を決定した場合には、児童や保護者へ確実に連絡をします。

〔その他〕

※上記災害時の対応連絡は、学校配信メール（まち comi メール）を使用しますので、未登録の保護者様は早急に登録を済ませてください。

※緊急連絡網、携帯一斉メール送信、学校ホームページ掲載などの手段で家庭に連絡します。

※居住地や通学経路の状況によって、安全が確保できないと保護者の方が判断された場合は、安全を最優先させてください。その場合は、必ず学校に連絡を入れるようお願いいたします。

台風時等非常の場合の基本的態度として、学校では、常に、児童の安全確保を最優先にします。なお、緊急な連絡を必要とする場合は、学校からPTA地区委員さんに連絡をとらせていただきますので、電話が不通にならないよう、各家庭からの電話連絡は控えてください。ご協力をお願いします。

※ ご家庭の見やすいところに、はっておいてください。